

8 骨子案(山梨県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称))

関係省令	健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第41号)
------	---

※省令の基準は、こちらをクリックしてください。

【指定介護療養型医療施設】従=従うべき基準、参=参酌すべき基準(以下同じ)

基準	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針(第1条の2)	<p>・非常災害対策(第27条) 本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>①非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>②避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の運配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p> <p>・その他の基準 その他については、本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。</p>
従	従業者の員数(第2条)	
従・参	構造設備(第3条) (療養病床を有する病院)	
従・参	構造設備(第4条) (療養病床を有する診療所)	
従・参	構造設備(第5条) (老人性認知症疾患療養病棟を有する病院)	
従・参	内容及び手続の説明及び同意(第6条)	
従	提供拒否の禁止(第6条の2)	
参	サービス提供困難時の対応(第6条の3)	
参	受給資格等の確認(第7条)	
参	要介護認定の申請に係る援助(第8条)	
参	入退院(第9条)	
参	サービスの提供の記録(第10条)	
参	利用料等の受領(第12条)	
参	保険給付の請求のための証明書の交付(第13条)	
従・参	指定介護療養施設サービスの取扱方針(第14条)	
参	施設サービス計画の作成(第15条)	
従	診療の方針(第16条)	
参	機能訓練(第17条)	
従・参	看護及び医学的管理の下における介護(第18条)	
参	食事の提供(第19条)	
参	その他のサービスの提供(第20条)	
参	患者に関する市町村への通知(第21条)	
従	管理者の管理(第22条)	
参	管理者の責務(第23条)	
参	計画担当介護支援専門員の責務(第23条の2)	
参	運営規程(第24条)	

参	勤務体制の確保等（第25条）
参	定員の遵守（第26条）
参	非常災害対策（第27条）
参	衛生管理等（第28条）
参	協力歯科医療機関（第28条の2）
参	掲示（第29条）
従	秘密保持等（第30条）
参	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止（第31条）
参	苦情処理（第32条）
参	地域との連携等（第33条）
従	事故発生の防止及び発生時の対応（第34条）
参	会計の区分（第35条）
参	記録の整備（第36条）

【ユニット型指定介護療養型医療施設】

基準	指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	この章の趣旨（第37条）	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策（第50条） 【指定介護療養型医療施設】に準じて独自基準を定める。 ・その他の基準 その他については、本県において省令の基準と異なる基準を定めなければならないような事情や特殊性はないことから、省令どおりの基準を規定する。
参	基本方針（第38条）	
従・参	構造設備（第39条） （療養病床を有する病院）	
従・参	構造設備（第40条） （療養病床を有する診療所）	
従・参	構造設備（第41条） （老人性認知症疾患療養病棟を有する病院）	
参	利用料等の受領（第42条）	
従・参	指定介護療養施設サービスの取扱方針（第43条）	
従・参	看護及び医学的管理の下における介護（第44条）	
参	食事（第45条）	
参	その他のサービスの提供（第46条）	
参	運営規程（第47条）	
従・参	勤務体制の確保等（第48条）	
参	定員の遵守（第49条）	
従・参	準用（第50条）	